

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和6年第2回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和6年3月29日（金）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時36分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	小 関 朝 之 委員	早川 貴美子 委員
	倉 橋 さとみ 委員	久保田 善彦 委員	
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長
	八尋 崇 教育指導課長	絵野沢 秀雄 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	松本 令子 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長
	柳瀬 晴夫 子ども施設運営課長	蜂谷 勝己 私立保育園課長	平塚 晃夫 子ども施設入園課長
	物江 耕一朗 青少年課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	早崎 直人 支援管理課長
	森田 路子 教育相談課長	高橋 徹 こども家庭支援課長	土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長
	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長	依田 保 地域のちから推進部長	大久保 慎也 中央図書館長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当主任
欠 席 者			
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和 6 年 3 月 2 9 日

第 2 回足立区教育委員会臨時会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから、本年第 2 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に倉橋委員、久保田委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、日程第 1、第 22 号議案及び日程第 2、第 23 号議案は、関連する議案ですので、一括で説明させていただきます。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 22 号議案「足立区立学童保育室条例施行規則」。日程第 2、第 23 号議案「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例施行規則」以上。

○教育長 第 22 号議案及び第 23 号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 説明資料の 44 ページをお開きください。第 22 号議案の説明資料でございます。学童保育業務につきましては、令和 6 年度から区長部局から教育委員会へ移管されます。それに伴いまして、新たに規則を制定する必要がありますので、本日ご審議いただくものでございます。

項番 2 の主要内容ですけれども、学童保育室の運営に関すること、(2)のこれまでに区長に対してされた申請その他の行為の経過措置に対する規定を設けるものでございます。施行年月日は令和 6 年 4 月 1 日からとなります。

規則の条文等につきましては 2 ページから、また様式等も 42 ページまで記載がございますのでご確認いただければと思います。

続きまして、47 ページをお開きください。第 23 号議案の説明資料でございます。こちらは学童保育室の設置促進補助金を交付する審査会条例の施行規則を定めるものでございます。

制定の理由等につきましては先ほどの規則と同様、移管に伴いまして規定の整備が必要なためでございます。主な内容は(1)(2)に記載のとおりです。こちらの施行年月日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただ今、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 22 号議案および第 23 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

何かご質疑はございませんか。

はい、ないようでございますので、これより採決に入ります。採決は議案ごとに行わせていただきます。

それでは第 22 号議案「足立区立学童保育室条例施行規則」を採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、第 23 号議案「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例施行規則」を、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決すること

いたします。

次に、日程第 3 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 3、第 24 号議案「足立区立図書館協議会運営規則」以上。

○教育長 第 24 号議案について、依田地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 よろしくをお願いいたします。

それでは、第 24 号議案、48 ページ以降に、資料がありますのでご確認いただければと存じます。足立区立図書館協議会運営規則でございます。先の教育委員会でお認めいただきました設置条例が、過日、議会でお認めいただきましたので、今回この運営規則を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、構成員といたしまして第 2 条でお示しをしておりますが、学校教育及び社会教育の関係者 11 人以内、家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 人以内、学識経験のある者 3 人以内、などと記載をさせていただきまして、これから取り組んでいきたいと考えております。

なお、庶務につきましては足立区立中央図書館が担うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただ今、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 24 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

ないようでございますので、これより第 24 号議案「足立区立図書館協議会運営規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することに

いたします。

大久保中央図書館長については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れ様でした。

○教育長 次に、日程第 4、第 25 号議案及び日程第 5、第 26 号議案は、関連する議案ですので、一括で説明させていただきます。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 4、第 25 号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」。日程第 5、第 26 号議案「足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 まず、第 25 号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります、資料 57 ページをお開きください。第 25 号議案の説明資料となっております。こちらは教育委員会事務局の組織改正に伴うものでございます。教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものでございまして、項番 1 主な改正内容となっておりますが、(1)の教育指導部、以下、学校運営部、こども家庭部、次のページ、こども家庭相談室長まで、こちら、新旧対照表にございますように、分掌事務の変更及び室、課の新設、又は削除。こういった内容となっております。

58 ページの(5)をご覧ください。こちらの組織改正に伴う改正の他に、この規則の改正の中で、関連するものについても規定の整備を行うものでございます。項番 2、施行年月日でございますが、令和 6 年 4 月 1 日からとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 次に、第 26 号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の 75 ページをご覧ください。第 26 号議案の説明資料でございます。こちらは先ほどの組織改正によりまして、子ども家庭部から学校運営部の方に青少年課が移管となります。それに伴

いまして、青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正するものでございます。

施行年月日は令和6年4月1日となります。次のページが新旧対照表でございますのでご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただ今、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第25号議案及び第26号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

はい、ないようでございますので、これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

それでは、第25号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、第26号議案「足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第6を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育長 教育政策担当係長 日程第6、第27号議案「足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及

び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第27号議案について、絵野沢学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 恐れ入ります、資料78ページをお開きください。第27号議案の説明資料となっております。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。先般の教育委員会におきまして、小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の方、改正をお諮りいたしましたところ、その後、議会の議決をいただきましたので、同条例施行規則の一部を改正させていただきたいという議案となっております。

改正の理由でございますが、施行規則の文言から、婦人補導院がなくなる関係で文言を削除するという中身となっております。

後半3番ですが、改正内容ということで、79ページに新旧対照表をつけさせていただきましたが、先ほどご説明したとおり、婦人補導院の文言を削除するほか、文言の整理をさせていただければと思っております。

4番施行年月日ですが、条例の一部改正の施行日に合わせ、令和6年4月1日とさせていただければと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただ今、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第27号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑ございませんか。

はい、ないようでございますので、これより第27号議案「足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第 7 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 7、第 28 号議案「足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第 28 号議案について、絵野沢学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元の資料 82 ページをお開きください。第 28 号議案の説明資料でございます。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。今回改正をお願いする規則でございますが、内容の中で学校運営協議会の内容を規定しております。この学校運営協議会については、根拠規定であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 47 条の 6 を引用して制定されているところでございますけれども、令和 2 年 4 月 1 日にこの法律の方が改正されておまして、47 条の 6 が 47 条の 5 に規定が変更となっております。本来この時点で改正するべきでしたけれども、改正の方が今になってしまい申し訳ございません。今回その条文のずれを改正させていただきたいという議案となっております。

主な改正理由は、項番 3 番に記載のとおり 83 ページから 88 ページまで、記載をさせていただいております。今回施行年月日につきましては、改正の期間が遅れておりますけれども、外部に不利益の発生した事実がなかったことから、法律の改正の施行日に合わせて令和 2 年 4 月 1 日から適用させていただきたいと思っております。ご審議よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 28 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員の発言をお願いいたします。

よろしいですか。

ないようでございますので、これより、第 28 号議案「足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい、挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第 8 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 8、第 29 号議案「足立区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第 29 号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の 90 ページをお開きください。第 29 号議案の説明資料でございます。青少年委員の任期につきましては、2 年という形になっているんですけれども、現行の規定は、任期の開始日に委嘱されていない委員に対する規定がございません。就任された委員が途中で辞められて、後任となられた方は残任期間という規定があるのですけれども、最初から空白の場合の任期の規定がございませんので、規定を定めるために規則の一部改正をお願いするものでございます。新旧対照表は 91 ページに記載のとおりでございます。施行年月日は令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただ今、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 29 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員の発言をお願いいたします。

○小関委員 私が最後勤務していた花畑中も未定になっておりまして、事情がわかっている中で、説明も受

けてきたんですけれども、今後こういう学校が増えてくるという可能性があること。それから、青少年委員がない学校というのは、どのような感じになっていくのか、親と連絡がつかなかったりとか、横の繋がりがなかったりとか、諸々問題が出てくるんじゃないかなと思うんですけれども。今後のあり方が何かあるのでしたら教えていただければと思います。

○青少年課長 はい。委員のおっしゃるとおり、今後、やはり地域の担い手がなかなかいないので、こういった事態が発生することを想定はしております。

コロナウイルスが明けまして、地域活動が活性化してきておりますので、そういった活動を活性化する中で担い手をどんどん増やしていきたいというところが、まずもって考えているところでございます。また、今いないところの扱いについては、地区対というところ、青少年対策地区委員会からご推薦をいただく形になっていきますので、早急に人材を見つけていただきたいということと、あとは青少年委員会の方と話しまして、周辺校の今決まっている青少年委員のほうで、決まるまでの間はフォローアップをして欲しいという形をお願いをして、ご了承を得ている段階でございます。

○教育長 他には何か。

はい。ないようでございますので、これより第 29 号議案「足立区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則」を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい、挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第 9、第 30 号議案及び日程第 10、第 31 号議案は、足立区教育委員会会議規則第 14 条第 1 項ただし書きによる、人事に関する事件その他の事件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第 30 号議案及び第 31 号議案

につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

————(非公開議案審議中)————

○教育長 次に、日程第 11 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 11、第 32 号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」以上。

○教育長 第 32 号議案につきましては、事務局幹部職員の人事に関する案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

資料の 92 ページをご覧ください。教育委員会事務局幹部職員の人事についてということで、まず項番 1、発令年月日令和 6 年 4 月 1 日でございます。部長級でございます。

田巻正義さんでございます。教育指導部参事でございます。教育政策課長【統括課長】の事務を取り扱います。現在の教育政策課長からの昇任です。

続いて神保義博さんでございます。こども支援センターげんき所長に加え、こども家庭部こども家庭相談室長の兼務となります。また、こども支援センターげんき所長付支援管理課長の事務を取り扱います。報道広報課長からの昇任でございます。

続いて楠山慶之さんでございます。こども家庭部長でございます。あだち未来支援室長からの異動でございます。

続いて 93 ページでございます。課長級の人事でございます。

加藤鉄也さんでございます。教育指導部学校 ICT 推進課長でございます。環境政策課長からの異動となります。

秋元康裕さんでございます。学力定着推進課長でござ

ございます。学校 ICT 推進担当課長からの異動でございます。

続いて富本保明さんでございます。教育指導課長でございます。豊島区立池袋小学校校長からの異動でございます。

続いて鈴木淳子さんでございます。こども支援センターげんき所長付教育相談課長でございます。青少年課青少年事業係長からの昇任でございます。

武内新之介さんでございます。学校施設管理課長でございます。危機管理課危機管理係長からの昇任でございます。

物江耕一郎さんでございます。学校運営部青少年課長でございます。組織改正に伴う異動でございます。齋藤ひろみさんでございます。子ども家庭部子ども施設指導・支援課長でございます。人事課人材育成係長からの昇任でございます。

柳瀬晴夫さんでございます。保育・入園課長でございます。子ども施設運営課長からの異動でございます。

樋口清二さんでございます。私立保育園課長でございます。課税課システム標準化担当係長からの昇任でございます。

小田川佳剛さんでございます。幼稚園・地域保育課長でございます。都市建設課管理係長からの昇任でございます。

蜂谷勝己さんでございます。学童保育課長でございます。私立保育園課長からの異動でございます。

高橋徹さんでございます。こちらは組織改正に伴う発令で、こども家庭相談室長付こども家庭相談課長でございます。

続いて、項番 2、発令年月日令和 6 年 3 月 31 日付のものでございますが、部長による課長の事務取扱ですとか、教育委員会からの異動により免ずるということや、課長の兼務を解くというような内容でございます。

96 ページ、提案理由でございます。令和 6 年 4 月 1 日付の区長部局幹部職員の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があ

るので、この案を提出いたします。

それでは、これより本案の審議に入ります。

第 32 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。

はい。ないようでございますので、これより第 32 号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」を、採決いたします。

本案は、原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

その他でございますが、何かございますでしょうか。

それでは、本日の審議はこれですべて終了いたしました。

さて、皆さまもご承知のとおり、小関委員が本年 3 月 31 日付をもって退任されることになりました。ここでご挨拶をいただきたいと思います。

小関委員、よろしくお願いいたします。

○小関委員 皆さん、こんにちは。4 年間、長いようで短い期間だったのですけれども、私としては学校と教育委員会を繋ぐパイプ役ということで、役目を果たすことができたらいいなと思って努めてきたつもりでございますけれども、果たしてそれができたかどうかというのは、ちょっとわかんないところでございますが、精一杯やれたということだけは言えると思っていますところ。

いずれにしても、学校の校長であれば、こんなこと、あんなことやりたいというものがあると、こんなものが残せた、こんなことがやれたというのが結構あったんですけれども、教育委員の立場だと、なかなかそうもいかない部分があって、皆さん方のご

提案を了解するという、今日のように、準備されているものに対して挙手で決定という感じになるのですけれども。こんな繰り返しで何かやれて残せたなというのが自分としてあったかなと、少し疑問として残る部分があるのですけれども。4人で頑張ってきたのは確かでございますので、本当に皆さん方のいろんなご支援に関して、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

私は、次年度、学力定着推進課の秋元課長がいらっしゃるのですが、会計年度職員として学力定着推進課で復活することになりました。同じフロアになるので、皆さん方とまたお会いする機会や定例会を傍聴することもできると思います。またお目にかかれる機会はあると思っておりますので、よろしくをお願いいたします。4年間ありがとうございました。

○教育長 小関委員、本当にありがとうございました。御礼を申し上げたいと思います。本当にですね、4年間という長きにわたり教育委員をお務めいただきまして本当にありがとうございました。

小関委員におかれましては、本当に学校現場をまめに回っていただいて、私ども教育委員会事務局と学校現場のずれを常に修正をいただいたと思います。また、私どもが意図していることと、現場で受けている印象が違った部分を、いやそういうことではないんだよというようなことをご修正いただき、学校現場と教育委員会事務局の間をうまく繋いでいただいたということで本当にありがたく感じております。

また、私自身のことで恐縮でございますが、昨年の教科書採択で膨大な量の、候補となる教科書を読み込んでいったわけですが、やはり先生というお立場で、専門的なお立場、また、学校で授業をするときのお話も加えていただいて、良いご意見を本当に多数いただいたということで、非常に助けていただいたと思っております。本当にありがとうございました。今もお話ございましたけれども、この4月からまたお近くで、お顔を見て、またご指導いただけるということで、今後ともどうぞよろしくお

願いをしたいと思います。本当に4年間ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本年第2回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後 3時36分閉会

令和 6 年 第 2 回 足 立 区 教 育 委 員 会 臨 時 会

日 時 令和 6 年 3 月 2 9 日 金曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 2 2 号議案 足立区立学童保育室条例施行規則……………	2
日程第 2 第 2 3 号議案 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例施行規則……………	4 5
日程第 3 第 2 4 号議案 足立区立図書館協議会運営規則……………	4 8
日程第 4 第 2 5 号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……	5 1
日程第 5 第 2 6 号議案 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について……………	7 4
日程第 6 第 2 7 号議案 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	7 7
日程第 7 第 2 8 号議案 足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則……………	8 0
日程第 8 第 2 9 号議案 足立区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則……………	8 9
日程第 9 第 3 0 号議案 足立区青少年委員の委嘱について……………	別冊
日程第 10 第 3 1 号議案 足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会委員の任命及び解任について……………	別冊
日程第 11 第 3 2 号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について……………	9 2

第 2 2 号議案

足立区立学童保育室条例施行規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立学童保育室条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、学童保育室（足立区住区センター条例（平成 2 年足立区条例第 8 号）第 1 3 条により条例を準用して適用される学童保育室を含む。以下同じ。）の入室申請等の必要な事項を定めるものとする。

(入室申請等)

第 2 条 条例第 3 条に規定する学童保育室入室資格を有する児童を入室させようとする保護者は、学童保育室入室申請書（別記第 1 号様式）により足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の入室申請書を受理したときは、入室資格等を審査して速やかに入室の可否を決定し、学童保育室入室承認通知書（別記第 2 号様式）により入室承認の、学童保育室入室不承認（待機）通知書（別記第 3 号様式）により入室不承認の通知をするものとする。

3 教育委員会は、前項の審査を行うに際して、必要な場合は、保護者に審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(特別延長保育)

第 2 条の 2 条例第 4 条の 2 第 1 項に規定する特別延長保育（以下「特別延長保育」という。）を実施する学童保育室は、別表のとおりとす

る。

（特別延長保育利用条件）

第2条の3 特別延長保育を利用できる者は、前条に定める学童保育室に在室している児童の保護者で、次の各号の条件をいずれも満たすものでなければならない。

（1） 特別延長保育時間終了時に、保護者又はこれに準ずるものが、児童を迎えに来ることができること。

（2） 保護者負担金の滞納がないこと。

（特別延長保育の申請等）

第2条の4 特別延長保育を利用しようとする児童の保護者は、学童保育室特別延長保育申請書（別記第3号様式の2）により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の特別延長保育申請書を受理したときは、審査のうえ速やかに利用の可否を決定し、学童保育室特別延長保育承認通知書（別記第3号様式の3）により利用承認の、学童保育室特別延長保育不承認通知書（別記第3号様式の4）により利用不承認の通知をするものとする。

3 既に承認を受けた特別延長保育の利用月を変更しようとする児童の保護者は、学童保育室特別延長保育利用月変更申請書（別記第3号様式の5）により教育委員会に申請しなければならない。

4 教育委員会は、前項の特別延長保育利用月変更申請書を受理したときは、審査のうえ速やかにその可否を決定し、学童保育室特別延長保育利用月変更承認通知書（別記第3号様式の6）により利用月変更承認の、学童保育室特別延長保育利用月変更不承認通知書（別記第3号様式の7）により利用月変更不承認の通知をするものとする。

5 第2項及び前項の審査は、第2条第3項の規定を準用する。

（特別延長保育承認の取消し）

第2条の5 教育委員会は、条例第4条の2第3項により特別延長保育

承認の取消しを決定したときは、学童保育室特別延長保育承認取消通知書（別記第3号様式の8）により特別延長保育承認取消の通知をするものとする。

（特別延長保育の利用の取止め）

第2条の6 保護者は、特別延長保育の利用を取り止めるときは、教育委員会に学童保育室特別延長保育辞退届（別記第3号様式の9）を提出しなければならない。

（定員を超えたときの入室順位）

第3条 入室を承認すべき児童の数が当該学童保育室の定員を超えたときの入室順位は、教育委員会が別に定める基準に基づき、入室させようとする児童の保育に欠ける状況のほか、保護者が児童を入室させたことがある場合は、保護者負担金の納入状況を考慮し、定めるものとする。

（入室承認の一時停止等）

第4条 教育委員会は、入室中の児童が条例第5条第2号に該当する場合は、入室承認を一時停止することができる。

2 教育委員会は、条例第5条の規定により入室承認の取消し又は前項の規定により入室承認の一時停止を決定したときは、学童保育室入室承認取消通知書（別記第4号様式）により入室承認取消しの、学童保育室入室承認一時停止通知書（別記第5号様式）により入室承認一時停止の通知をするものとする。

（退室手続）

第5条 保護者は、入室承認を受けた児童を退室させようとするときは、教育委員会に学童保育室退室（転室）届（別記第6号様式）を提出しなければならない。

2 条例第5条の規定により入室承認を取り消した場合は、取り消した日の翌日に退室したものとする。

（負担金の徴収方法等）

第6条 条例第6条の規定による保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

2 保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金は、利用実績がない場合でも、その月分を納入しなければならない。

(保護者負担金等の減免)

第7条 条例第6条ただし書の規定により保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金を減額又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 保護者負担金の減額又は免除

ア 児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。 免除

イ 児童又は児童の保護者の属する世帯の全員が住民税非課税であるとき。 3分の2減額

ウ その他、教育委員会が必要と認めたとき。 減額の理由に応じて教育委員会が相当と認める額の減額又は免除

(2) 特別延長保育保護者負担金の減額又は免除

ア 児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。 3分の2減額

イ その他、教育委員会が必要と認めたとき。 減額の理由に応じて教育委員会が相当と認める額の減額又は免除

2 保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあつては、学童保育室保護者負担金免除・減額申請書（別記第7号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあつては学童保育室保護者負担金免除・減額承認通知書（別記第8号様式）により、不承認する場合にあつては学童保育室保護者負担金免除・減額不承認通知書（別記第9号様式）により通知をするものとする。

4 特別延長保育保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者

にあつては、学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額申請書（別記第9号様式の2）により、教育委員会に申請しなければならない。

5 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあつては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額承認通知書（別記第9号様式の3）により、不承認する場合にあつては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額不承認通知書（別記第9号様式の4）により通知をするものとする。

6 第3項及び前項の審査は、区が保護者の税及び生活保護に係る情報（以下「税情報等」という。）を保有する場合で、保護者の同意を得たときは当該税情報等により、それ以外の場合にあつては、保護者から提出された減免の事由を明らかにする書類により行うものとする。（複数入室の特例）

第8条 保護者が児童を2人以上学童保育室に入室させている場合は、最年少児童以外の児童の保護者負担金の金額は、2分の1とする。ただし、特別延長保育保護者負担金については、この限りでない。（保護者の届出事項等）

第9条 保護者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

（1） 保護者が別の者に変更となったとき。

（2） 児童、保護者又は世帯員の氏名、家族構成、住所又は連絡先に変更があったとき。

（3） 父母及び保護者（父母を除く。）の勤務先及び勤務状況に変更があったとき。

（4） 児童の一身上に事故等があったとき。

2 保護者は、児童を欠席又は早退させようとするときは、事前に当該学童保育室に連絡しなければならない。

(休室日)

第 10 条 休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日

(3) 1 月 2 日及び同月 3 日

(4) 12 月 29 日から同月 31 日まで

(保育時間等の変更)

第 11 条 教育委員会は、感染症の発生その他の事由により必要と認めるときは、臨時に保育時間を変更し、又は休室することができる。

(指定管理者の公募)

第 12 条 条例第 7 条第 2 項の規定により指定管理者を公募するとき
は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 施設の名称、所在地及び概要

(2) 申込方法

(3) 応募資格

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

(5) 指定期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定の申請)

第 13 条 条例第 8 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、学童保育室指定管理者指定申請書（別記第 10 号様式）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては登記事項証明書

(3) 団体の概要を記載した書類

(4) 役員の名簿及び経歴を記載した書類

(5) 納税証明書

- (6) 直近 3 事業年度の決算書類
- (7) 類似施設等管理運営実績資料（別記第 1 1 号様式）
- (8) 学童保育室運営事業計画書（別記第 1 2 号様式）
- (9) 学童保育室の管理に係る収支計画書（別記第 1 3 号様式）
- (1 0) 従事予定者等調書（別記第 1 4 号様式）
- (1 1) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類（指定の基準）

第 1 4 条 条例第 8 条第 2 項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学童保育室、幼稚園、保育園その他これらに類する施設の運営実績があり、児童の健全育成に係る事業について相当の知識を有すること。
 - (2) 施設の適切な維持及び管理を図ることができること。
 - (3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- （指定管理者選定審査会の組織及び運営）

第 1 5 条 条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する足立区立学童保育室指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする者から提出された申請書類の審査、評価及び指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) その他指定管理者の候補者の選定に関し、教育委員会が必要と認める事項

2 条例第 8 条の 2 第 2 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。

- (1) 区民 3 人以内
- (2) 学識経験者等 3 人以内
- (3) 足立区職員 2 人以内

- 3 委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から選定審査が終了する日までとする。
- 4 審査会に委員長を置く。
- 5 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 審査会は、委員長が招集する。
- 8 委員長は、審査会を招集するときは、日時、場所、審査事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。
- 9 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。
- 10 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 11 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接利害関係がある事業者の選定審査については、その議事に加わることができない。
- 12 委員は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 13 審査会の会議は、非公開とする。
- 14 委員長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。
- 15 審査会の庶務は、子ども家庭部学童保育課において処理する。
- 16 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の通知)

第16条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、学童保育室指定管理者指定通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。

(協定)

第 17 条 指定管理者は、学童保育室の管理に関する次に掲げる事項について、教育委員会と協定を締結するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 事業の実績報告に関する事項
- (4) 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(指定管理者等評価委員会の組織及び運営)

第 18 条 条例第 11 条第 2 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。

- (1) 区民 3 人以内
- (2) 学識経験者等 3 人以内
- (3) 足立区職員 2 人以内

2 委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から、評価が終了する日までとする。

3 条例第 11 条第 1 項に規定する足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）に委員長を置く。

4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 評価委員会は、委員長が招集する。

7 委員長は、評価委員会を招集するときは、日時、場所、評価する事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

8 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

9 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

- 1 0 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 1 1 評価委員会の会議は、非公開とする。
- 1 2 委員長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。
- 1 3 評価委員会の庶務は、子ども家庭部学童保育課において処理する。
- 1 4 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(実施細目)

第 1 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に足立区立学童保育室条例施行規則（昭和 5 1 年足立区規則第 1 4 号。以下「旧規則」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧規則の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、この規則の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第 1 号様式から別記第 1 5 号様式までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 2 条の 2 関係）

名 称	所 在 地
足立区立せきや学童保育室	足立区千住関屋町 1 6 番 1 号 千

	寿第八小学校内
足立区立千住河原町学童保育室	足立区千住河原町５番１２号 千住河原町住区センター内
足立区立竹の塚学童保育室	足立区竹の塚二丁目２５番１７号 竹の塚地域学習センター内
足立区立東和学童保育室	足立区東和三丁目１２番９号 東和住区センター内
足立区立中島根学童保育室	足立区島根二丁目９番２２号 中島根小学校内
足立区立なかよし学童保育室	足立区中川四丁目４１番２７号 大谷田小学校内
足立区立西新井栄町学童保育室	足立区西新井栄町三丁目１番６ー１０１号 西新井栄町住区センター内
足立区立亀田学童保育室	足立区西新井栄町一丁目１番１号 亀田小学校内
足立区立新田学園第二学童保育室	足立区新田三丁目３０番１６号 新田学園第二校舎内
足立区立さくら学童保育室	足立区綾瀬三丁目１２番１５号 綾瀬小学校内
足立区立足立学童保育室	足立区足立三丁目１１番５号 足立小学校内
足立区立しまねっ子学童保育室	足立区島根三丁目２８番１１号 島根小学校内
足立区立東栗原学童保育室	足立区一ツ家三丁目２０番１号 東栗原小学校内
足立区立千寿学童保育室	足立区千住宮元町６番１号 千寿小学校内
足立区立さかえっこ学童保育室	足立区西新井栄町三丁目１番２１号
足立区立五反野学童保育室	足立区西綾瀬二丁目１番１３号 五反野コミュニティセンター内
足立区立新田学園学童保育室	足立区新田三丁目３４番２号 新田学園第一校舎内
足立区立つぼみ学童保育室	足立区西新井四丁目３４番１号 西新井第二小学校内
足立区立大谷田谷中学童保育室	足立区大谷田四丁目１６番６号

	大谷田谷中住区センター内
足立区立すばる学童保育室	足立区大谷田四丁目 1 6 番 6 号 大谷田谷中住区センター内
足立区立あおぞら学童保育室	足立区六町三丁目 3 番 1 1 号 加 平小学校内
足立区立江北五色のさくら学童保 育室	足立区江北四丁目 2 1 番 1 号 江 北小学校内
足立区立鹿浜未来学童保育室	足立区鹿浜五丁目 1 8 番 1 号 鹿 浜未来小学校内

年度学童保育室入室申請書

(提出先) 足立区教育委員会

入室申請書裏面の同意事項に同意した上で、以下のとおり学童保育室入室について申請します。

受付日	受付学童保育室
・	・

*太わくの中を記入してください。

申請年月日		(西暦) 年 月 日			
保護者※父母ともに記入	ふりがな			生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏 名	児童との続柄：父・母・その他 ()		携帯電話番号	— —
	申請理由	1. 就労（単身赴任・卒業後就労予定・起業準備） 2. 就学・就学予定 3. 病気・障がい 4. 居宅外看護・介護 5. 両親不存在（父母ともに不存在）			
	ふりがな			生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏 名	児童との続柄：父・母・その他 ()		携帯電話番号	— —
申請理由	1. 就労（単身赴任・卒業後就労予定・起業準備） 2. 就学・就学予定 3. 病気・障がい 4. 居宅外看護・介護 5. 両親不存在（父母ともに不存在）				
現住所	〒 — 電話番号 ()				
転居・転入先住所	※ 転居または転入の予定がある方は、新住所を記入してください				転居・転入予定日 (西暦) 年 月 日
申請児童	ふりがな			現在通っている 保育園・幼稚園（新1年生）	現在通っている学童保育室
	氏 名	男 女			
	生年月日	(西暦) 年 月 日			
	障がい	有・無	ア 愛の手帳 イ 身体障害者手帳 ウ 精神障害者手帳 エ 通所受給者証 オ コミュニケーション教室（通う予定あり・通っている） カ 特別支援学級（通う予定あり・通っている） キ 相談、療育機関の利用（通う予定あり・通っている 場所：) ク ADHD ケ LD コ ASD サ その他 ()		
	手帳	有・無			
	食物アレルギー	有・無	エビペン（あり・なし） 除去食（あり 種類・なし）		
	大きな疾病	有・無	疾病名・状況 ()		
小学校・学年 (年度)		第一希望	学童保育室		1週間あたりの 利用予定日数
小学校 年生 (学校選択制度を利用する方は希望校を記載)		第二希望	学童保育室		週 日 利用予定
学校選択制度で希望校に入れない場合の 学区域の学校		第一希望	学童保育室		※学校選択制度を利用する方は、 学区域での学校と希望する室名 をあわせて記載してください。
小学校1年生		第二希望	学童保育室		

◆ ◆ ◆ 裏面もご記入ください ◆ ◆ ◆

その他同居の家族の状況（年度の状況を記載してください）			
氏名・生年月日	続柄	勤務先・学校及び学年 幼稚園・保育園など	学童保育室入室申請の提出 ※兄弟姉妹が入室申請している場合に記載
ふりがな			第一希望の学童保育室名
(西暦) 年 月 日生			
ふりがな			第一希望の学童保育室名
(西暦) 年 月 日生			
ふりがな			第一希望の学童保育室名
(西暦) 年 月 日生			
ふりがな			第一希望の学童保育室名
(西暦) 年 月 日生			
ふりがな			第一希望の学童保育室名
(西暦) 年 月 日生			
ふりがな			第一希望の学童保育室名
(西暦) 年 月 日生			

【入室申請における同意事項】

- ・ 区立学童保育室の入室審査、保護者負担金の決定・請求にあたって住民基本台帳を確認すること。
- ・ 継続して区立学童保育室に入室する場合は、口座振替を継続すること。
- ・ 提出した入室申請書及び添付資料一式を入室希望先とした民設学童保育室（足立区放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱に基づき届出を行う学童保育室）に送付すること。

様

足立区教育委員会

学童保育室入室承認通知書

下記のとおり、決定したので通知します。

記

学童保育室名	学童保育室
保護者氏名	
児童氏名	
入室承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先

120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区 課 係

TEL

様

足立区教育委員会

学童保育室入室不承認（待機）通知書

さきに申請のありました 年度学童保育室入室につきましては、下記のとおり不承認（待機）となりましたので通知します。

記

保護者氏名	
児童氏名	
学童保育室	学童保育室
理由	入室希望学童保育室への申請者は定数を超過しており、入室承認基準に基づき審査を行った結果、今回は入室不承認（待機）となりました。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先

120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区 課 係

TEL

＊太わくの中を記入してください。

第3号様式の2（第2条の4関係）

学童保育室特別延長保育申請書

(提出先)
足立区教育委員会

申請年月日 年 月 日

ふりがな

保護者名

住 所 足立区

電話番号 ()

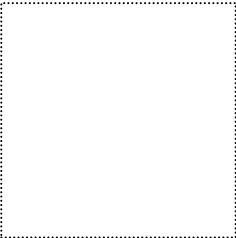
学童保育室特別延長保育の利用について、下記のとおり申請します。

記

ふりがな							学年						
児 童 名							年	学童保育室					
利用する月	※利用する月の欄に○をつけてください（複数月可）												
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
申請理由 (該当する番号に○を してください)	1 就労状況により必要 2 その他 ()												
お迎え予定者氏名	児童との続柄 ()												

- ◎利用は月単位で、児童一人につき月額3,000円です。早朝、夕方の方のみの利用の場合でも1か月分の料金がかかります。また、特別延長保育を承認された月は、1日も利用しなかった場合でも料金がかかります。
- ◎特別延長保育の利用月を変更したい場合は、利用月変更申請書を提出し、改めて承認を受けてください。
- ◎特別延長保育が必要なくなった場合は、必ず前月末日までに辞退届を学童保育室に提出してください。
- ◎特別延長保育を利用する日は、必ず事前に学童保育室に連絡してください。
- ◎この申請は、スマートフォン等からオンライン申請が可能です。

(収受印)



様

足立区教育委員会

学童保育室特別延長保育承認通知書

さきに申請のありました 年度学童保育室特別延長保育につきましては、下記のとおり承認となりましたので通知します。

記

学童保育室名	学童保育室											
保護者氏名												
児童氏名												
利用承認月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先

120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

課

係

TEL

様

足立区教育委員会

学童保育室特別延長保育不承認通知書

さきに申請のありました 年度学童保育室特別延長保育につきましては、下記の理由で不承認となりましたので通知します。

記

保護者氏名	
児童氏名	
学童保育室	学童保育室
不承認の理由	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先

120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区 課 係

TEL

学童保育室特別延長保育利用月変更申請書

(提出先)
足立区教育委員会

申請年月日 年 月 日

ふりがな

保護者名

住 所 足立区

電話番号 ()

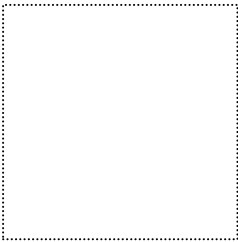
学童保育室特別延長保育の利用月変更について、下記のとおり申請します。

記

ふりがな												
児 童 名							保育室名	学童保育室				
利 用 月 変 更 前 (承認月) ↓	※承認された月の欄に○をつけてください。											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
利 用 月 変 更 後	※既に利用した月と変更後の利用したい月に○をつけてください。											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

- ◎申請日以前の月の利用承認を取り消すことはできません。
- ◎当該月以降、全ての申請を取り下げる場合は「特別延長保育辞退届」を提出してください。
- ◎この申請は、スマートフォン等からオンライン申請が可能です。

(収受印)



様

足立区教育委員会

学童保育室特別延長保育利用月変更承認通知書

さきに申請のありました 年度学童保育室特別延長保育利用月変更につきまして
は、下記のとおり承認となりましたので通知します。

記

学童保育室名	学童保育室											
保護者氏名												
児童氏名												
利用承認月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先

120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

課

係

TEL

様

足立区教育委員会

学童保育室特別延長保育利用月変更不承認通知書

さきに申請のありました 年度学童保育室特別延長保育利用月変更につきまして
は、下記の理由で不承認となりましたので通知します。

記

保護者氏名	
児童氏名	
学童保育室	学童保育室
不承認の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先
120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 課 係
TEL

様

足立区教育委員会

学童保育室特別延長保育承認取消通知書

さきに申請のありました 年度学童保育室特別延長保育につきましては、下記の理由で承認を取消したので通知します。

記

保護者氏名	
児童氏名	
学童保育室	学童保育室
承認取消の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先
120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 課 係
TEL

学童保育室特別延長保育辞退届

（提出先）
足立区教育委員会

申請年月日 年 月 日

ふりがな

保護者名

住 所 足立区

電話番号 ()

学童保育室特別延長保育の利用について、下記のとおり辞退します。

記

ふりがな		学年	
児 童 名		年	学童保育室
辞退月	年 月 から辞退		

◎辞退月以降の全ての利用承認が取り消しとなります（7月から辞退した場合、7月から翌年3月までの全ての利用を辞退することとなります）。辞退をした後で、特別延長保育が必要となった場合は、改めて特別延長保育の申請が必要です。

◎辞退届は、辞退する月の前月末日までに提出してください。

◎この申請は、スマートフォン等からオンライン申請が可能です。

（収受印）

様

足立区教育委員会

学童保育室入室承認取消通知書

年度学童保育室への入室承認を下記の理由で取り消しますので通知します。

記

保護者氏名	
児童氏名	
学童保育室名	学童保育室
承認取消の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先
120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 課 係
TEL

様

足立区教育委員会

学童保育室入室承認一時停止通知書

年度の学童保育室への入室承認を下記の理由で一時停止いたしますので通知します。

記

保護者氏名	
児童氏名	
学童保育室名	学童保育室
一時停止の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
一時停止の理由	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先

120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区 課 係

TEL

学童保育室退室（転室）届

(提出先)

提出日

年

月

日

足立区教育委員会

ふりがな

保護者名

住

所 足立区

電話番号

()

学童保育室の退室（転室）について、下記のとおり届け出ます。

記

学童保育室名	学童保育室	学 年	年
ふりがな		退室(転室)	年 月 日
児 童 名		年月日	(最終在籍日の翌日)
退室（転室） 理由 ※該当する番号に ○をしてください	1. 退職・育児休業・勤務変更のため 2. 引っ越しのため 3. 両親以外の人が面倒をみてくれるようになったため 4. 塾・習い事等のため 5. 学童保育室転室のため () 学童保育室へ入室決定・空き待ち) 6. その他 ()		
兄弟姉妹の 入室の有無	1. いない 2. いる (ア. 一緒に退室(転室)する イ. そのまま在室している)		

学童職員所見

学童保育室受理年月日

年

月

日

(収受印)



*太わくの中を記入してください

年度 学童保育室保護者負担金免除・減額申請書

(提出先) 足立区教育委員会 年 月 日

ふりがな
保護者名
〒
住 所 足立区
電話番号 ()
記

学童保育室保護者負担金の免除・減額について、下記のとおり申請します。
なお、免除・減額の審査にあたっては、世帯の生活保護・住民税情報を利用することに同意します。

学童保育室		ふりがな	
		児童名	
該当する申請理由に○をしてください	1 生活保護受給中のため	免除	
	2 住民税非課税世帯のため 保護者負担金 6,000円→2,000円（兄弟減額の場合3,000円→1,000円） ※1 住民税の申告をしていない場合は審査ができませんので、申告済みであることを確認してください。 ※2 所得がない方（被扶養者として申告された方を除く）も、住民税（非課税）の申告をしてください。 ※3 年1月2日以降に転入された方は、年1月1日現在居住（住民登録）していた市区町村が発行した、世帯全員（18歳未満の者を除く）の年度の非課税証明書を添付してください。	2/3 減額	
	3 その他 問い合わせ先への事前相談、証明書類が必要です。 ① 震災・風水害・火災等の災害により、甚大な被害が生じたため ② 失業、事業の廃止等により収入が著しく減少（生活保護基準程度まで）し、生活が困難となったため ③ 入室児童が病気・ケガ等で長期欠席（月の2／3以上）となったため ④ 感染症が流行している、又は災害等の影響があると認められる場合において、月を単位に学童保育室を利用しなかった、又は月の途中で退室し当該月の初日から退室の日の前日まで学童保育室を利用しなかったため 【申請月： 年 月分】 ※ ④については、利用しなかった理由を具体的に記入してください。	免除又は1/2 減額	

※ 世帯の生活保護・住民税情報を利用することに同意しない場合は、「なお、免除・減額の審査にあたっては、世帯の生活保護・住民税情報を利用することに同意します。」を二本線で抹消し、免除については「生活保護受給証明書」、減額については世帯全員（18歳未満の者を除く。）の「非課税証明書」を添付してください。

※ 申請書に添付書類のある場合は、必ずホチキス等で止めてください。

※ この申請は、スマートフォン等からオンライン申請が可能です。

申請書提出先： 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
(問合せ先) 足立区役所 部 課 係 電話 - -

処理欄

様

足立区教育委員会

学童保育室保護者負担金免除・減額承認通知書

下記のとおり、承認したので通知します。

記

学童保育室	学童保育室
保護者氏名	
児童氏名	
免除・減額申請理由	
承認期間	年 月 から 年 月 まで
免除・減額後の保護者負担金額	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先
120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 課 係
TEL

様

足立区教育委員会

学童保育室保護者負担金免除・減額不承認通知書

さきに申請のありました学童保育室保護者負担金の減額・免除につきましては、下記の理由で不承認となりましたので通知します。

記

学童保育室	学童保育室
保護者氏名	
児童氏名	
不承認理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先
120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 課 係
TEL

年度 学 童 保 育 室 特 別 延 長 保 育 保 護 者 負 担 金 免 除 ・ 減 額 申 請 書

(提出先)

足立区教育委員会

年 月 日

ふりがな

保護者名

住 所 足立区

電話番号 ()

学童保育室特別延長保育保護者負担金の免除・減額について、下記のとおり申請します。
なお、減額の審査にあたっては、世帯の生活保護情報を利用することに同意します。

記

保育室名	ふりがな	
	児童氏名	
	学童保育室	
該当する申請理由に○をしてください	1 生活保護受給中のため	2/3 減額
	2 その他（証明書類は「学童保育室保護者負担金免除・減額申請書」に添付済） ① 震災・風水害・火災等の災害により、甚大な被害が生じたため ② 失業・事業の廃止等により、収入が著しく減少（生活保護基準程度まで）し、生活が困難となったため ③ 入室児童が病気・ケガ等で長期欠席（月の2／3以上）となったため ④ 感染症が流行している、又は災害等の影響があると認められる場合において、月を単位に学童保育室を利用しなかった、又は月の途中で退室し当該月の初日から退室の日の前日まで学童保育室を利用しなかったため 【申請月： 年 月分】 ※ ④については、利用しなかった理由を具体的に記入してください。 	2/3 減額 1/2 減額 又は免除

◎ この申請は、スマートフォン等からオンライン申請が可能です。

◎ 申請書提出先【郵送先】、問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区役所 課 係 電話 - -

処理欄

*太わくの中を記入してください

様

足立区教育委員会

学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額承認通知書

さきに申請のありました 年度学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額につきまして
は、下記のとおり承認となりましたので通知します。

記

学童保育室	学童保育室
保護者氏名	
児童氏名	
免除・減額申請理由	
承認期間	年 月 から 年 月 まで
免除・減額後の保護者負担金額	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先
120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 課 係
TEL

様

足立区教育委員会

学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額不承認通知書

さきに申請のありました 年度学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額につき
ましては、下記の理由で不承認となりましたので通知します。

記	
学童保育室	学童保育室
保護者氏名	
児童氏名	
不承認理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

お問い合わせ先
120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 課 係
TEL

別記第10号様式(第13条関係)

学童保育室指定管理者指定申請書

年 月 日

(提出先)

足立区教育委員会

申請者 所在地

団体名

代表者名 印

下記施設の指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請します。

施 設 名	学童保育室
所 在 地	足立区

添付書類

- 1 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 2 法人にあっては登記事項証明書
- 3 団体の概要を記載した書類
- 4 役員の名簿及び経歴を記載した書類
- 5 納税証明書
- 6 直近3事業年度の決算書類
- 7 類似施設等管理運営実績資料(別記第11号様式)
- 8 学童保育室運営事業計画書(別記第12号様式)
- 9 学童保育室の管理に係る収支計画書(別記第13号様式)
- 10 従事予定者等調書(別記第14号様式)
- 11 その他足立区教育委員会が必要と認める書類

別記第11号様式(第13条関係)

類似施設等管理運営実績資料

申請者 所在地
団体名
代表者名

番号	施設名	所在地	施設の用途、内容	主な業務内容	管理運営期間	
					開始	年 月 日
1					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
2					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
3					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
4					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
5					終了	年 月 日
					開始	年 月 日

※ 学童保育室等の管理運営の実績について記入してください。
当該施設のパンフレットがあれば添付してください。

学童保育室運営事業計画書

団 体 名			
代 表 者 名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
T E L		F A X	
事務担当者名		連絡先TEL	

※下記の質問事項については、基本概要を記載し、別に資料で添付することで詳細は省略できます。

※記入欄は枠を広げてご記入ください。

1 理念及び保育方針

--

2 施設の管理運営体制

① 職員体制
② 防犯体制・安全対策
③ 児童の事故防のための対策

3 施設運営の取り組み

① 施設の衛生管理
② 職員へのコンプライアンス教育等
③ 本部との連携について（指令系統・支援体制）

4 利用者の利便性

① 学童保育を利用しやすい配慮
② 意見・要望を反映させる工夫
③ 社会的弱者への配慮

5 個人情報の取り扱い

① 個人情報の保管や取り扱い
② 職員に対するプライバシーの保護・管理に関する教育
③ 利用者に対して個人情報の利用目的を伝える体制

6 地域との関係づくり

① 近隣住民等からの苦情への対応策
② 小学校等関係機関との連携
③ 地域との良好な関係を作る工夫・体制

7 学童保育室の事業計画

① 基本的な考え方
② 保育機能・役割(健康管理・安全管理・遊び・児童の心身の発達等)
③ 遊びに関する指導(日常活動・行事計画、集団活動)
④ 発達支援児の受け入れ
⑤ おやつを提供(安全衛生、食育等)

8 危機管理体制

① 登室・降室・保育時間における安全対策と事故対応
② 緊急時の保護者との連絡や職員間の連絡体制について
③ アレルギーのある児童への対応策について
④ 事件、事故等緊急時の対応、地震・火災等の災害発生時の対応(マニュアル等)
⑤ 救急薬品の管理について

9 その他、特記すべき事項があれば記入してください。

--

学童保育室の管理に係る収支計画書

申請者 所在地
 団体名
 代表者名
 対象施設名

(単位：千円)

収 支 区 分		金 額	備 考
収 入 合 計 (A)			
項 目	管理委託料		
支 出 合 計 (B)			
項 目	人件費		
	事業費	間食費	
		教材費	
	事務費 (管理費)	出張交通費	
		事務費	
	本部経費		
	施設維持費		
収支(A)－(B)			

※ 項目順に別紙に記載してもかまいません。

従 事 予 定 者 等 調 書

申請者 所在地
団体名
代表者名
対象施設名

(1) 従事者数(予定数)

職 種 等		人 数	職 種 等		人 数
常 勤			臨時職員等		
非常勤					
小 計			小 計		
			全体合計		

※常勤(兼務の場合は明記してください。)

(2) 資格者名簿(防火管理者、児童福祉等に関する有資格者等を記入してください。)

番号	氏 名	資 格 名 称	認 定 団 体	資格者証交付番号	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

※総括責任者を「1」の欄に記入してください。

※資格を証明するものの写し・履歴書を添付してください。(総括責任者候補は必須)

※従事者が未定の場合は「1」のみの記入でも結構です。

(3) 社員教育、人材育成、研修体制

(4) スタッフの採用基準

(5) 職員体制

平常時

	常 勤	非 常 勤	その他（臨時職員等）
授業終了時～18：00	名	名	名
18：00～19：00	名	名	名

1日保育時

	常 勤	非 常 勤	その他（臨時職員等）
8：00～8：30	名	名	名
8：30～18：00	名	名	名
18：00～19：00	名	名	名

別記第15号様式(第16条関係)

足 第 号
年 月 日

学童保育室指定管理者指定通知書

申請者 所在地

団体名

代表者名

足立区教育委員会

年 月 日付で申請のありました 学童保育室の指定管理者の指定について、足立区立学童保育室条例施行規則第16条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 指定管理者名

2 管理を行う施設の名称・所在地

3 指定期間

年 月 日から

年 月 日まで

（提案理由）

学童保育室の事務が足立区教育委員会に委任されることに伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 2 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 2 9 日

件 名	足立区立学童保育室条例施行規則
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	1 制定理由 区長の権限に属する事務である学童保育業務について、令和 6 年度から足立区教育委員会に移管されるに当たり、新たに規則を整備する必要があるため。 なお、今回新たに制定する規則については、足立区立学童保育室条例施行規則（昭和 5 1 年足立区規則第 1 4 号。以下「旧規則」という。）で定められた内容を基に整備を行う。 2 主な内容 （１）学童保育室運営（指定管理事務含む。）に関すること （２）施行日前に旧規則の規定により区長に対してされた申請その他の行為の経過措置に対する規定 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

第 2 3 号議案

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例施行規則
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会
条例（令和 2 年足立区条例第 4 号。以下「条例」という。）第 9 条の
規定に基づき、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以
下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める
ものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 4 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから
足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命す
る。

- (1) 学識等経験者 1 名以内
- (2) 区内関係団体の代表者 2 名以内
- (3) 区職員 3 名以内

2 区職員である委員のうち 1 名は、子ども家庭部長の職にある者をも
って充てる。

3 区職員である委員の人数は、委員の人数の半数を超えないものとす
る。

(会議)

第 3 条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができ
ない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(除斥)

第4条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係がある事業者の調査又は審議については、その議事に加わることができない。

(会議録)

第5条 審査会は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、子ども家庭部学童保育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

民設学童保育室の開設に係る補助金交付の事務が足立区教育委員会に委任されることに伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 3 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 2 9 日

件 名	足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例施行規則
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	1 制定理由 区長の権限に属する事務である学童保育業務について、令和 6 年度から足立区教育委員会に移管されるに当たり、新たに規則を整備する必要があるため。 なお、今回新たに制定する規則については、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例施行規則（令和 2 年足立区規則第 2 0 号）で定められた内容を基に整備を行う。 2 主な内容 （１）足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会の組織及び運営に関すること。 （２）審査会の庶務は、子ども家庭部学童保育課において処理する。 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

第 2 4 号議案

足立区立図書館協議会運営規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立図書館協議会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区立図書館条例（昭和 4 4 年足立区条例第 1 0 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき設置する足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 条例第 1 3 条第 3 項に規定する協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 1 1 人以内
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 人以内
- (3) 学識経験のある者 3 人以内

(議長及び副議長)

第 3 条 協議会に議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定めるものとし、任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 議長は、協議会を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 4 条 協議会は、議長が招集する。

(定足数及び議決)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、足立区立中央図書館が行う。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長の承認を得て、中央図書館長が定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

足立区立図書館協議会の設置に伴い、必要な事項を定める必要がある
ので、この規則案を提出いたします。

第 2 4 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 2 9 日

件 名	足立区立図書館協議会運営規則						
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館						
内 容	1 制定の理由 令和 6 年第 1 回足立区議会定例会において足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置するために、足立区立図書館条例の一部を改正したことに伴い、協議会の組織及び運営について必要な事項を定める必要があるため。 2 制定の内容 （1）趣旨 足立区立図書館条例第 1 3 条第 1 項の規定に基づき設置する協議会の組織及び運営について必要な事項を制定する。 （2）委員の構成（1 5 人以内） <table border="0"> <tr> <td>ア 学校教育及び社会教育の関係者</td><td>1 1 人以内</td></tr> <tr> <td>イ 家庭教育の向上に資する活動を行う者</td><td>1 人以内</td></tr> <tr> <td>ウ 学識経験のある者</td><td>3 人以内</td></tr> </table> （3）議長及び副議長 議長及び副議長は、委員の互選により定め、任期は 1 年とする。 ただし、再任は妨げない。 （4）会議の招集 協議会は、議長が招集する。 （5）定足数及び議決 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日	ア 学校教育及び社会教育の関係者	1 1 人以内	イ 家庭教育の向上に資する活動を行う者	1 人以内	ウ 学識経験のある者	3 人以内
ア 学校教育及び社会教育の関係者	1 1 人以内						
イ 家庭教育の向上に資する活動を行う者	1 人以内						
ウ 学識経験のある者	3 人以内						

第 2 5 号議案

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会事務局組織規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「分課」を「分課等」に改め、同条第 1 項中「分課
（以下「課」という。）」を「分課及び第 4 条第 2 項に規定する室長の
担任する課（以下「課等」という。）」に改め、同項の表教育指導部の
部教育政策課の項の次に次のように加える。

学校 I C T 推進課

第 2 条第 1 項の表学校運営部の部に次のように加える。

青少年課

第 2 条第 1 項の表子ども家庭部の部中「子ども施設運営課」を「保
育・入園課」に改め、同部子ども施設入園課の項及び青少年課の項を削
り、同部に次のように加える。

幼稚園・地域保育課

学童保育課

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

こども家庭相談室長

こども家庭相談課

第 2 条第 2 項中「課」を「課等」に改める。

第 3 条の見出し中「分掌事務」の次に「及び担任事務」を加え、同条
中「部及び課」を「部の分掌事務、次条第 2 項に規定する室長の担任事
務及び課等」に改め、同条の表教育指導部の部中

「

- 6 事務局の調整管理に関すること。 を

」

「

- 6 教育相談及び特別支援教育に関すること。
7 事務局の調整管理に関すること。 に改め、同部教育政

」

策課の款の次に次のように加える。

学校 I C T 推進課

- 1 教育 I C T 環境の整備に関すること。
- 2 I C T を活用した教育施策の企画・立案に関すること。
- 3 区立学校の I C T 活用力向上に関すること。

第 3 条の表学校運営部の部中

「

- 2 学校と地域との連携による施策に関すること。
- 3 学校の適正配置に関すること。
- 4 児童・生徒の就学に関すること。 を
- 5 学校保健及び学校給食に関すること。

」

「

- 2 学校の適正配置に関すること。
- 3 児童・生徒の就学に関すること。
- 4 学校保健及び学校給食に関すること。 に改め、同部学
- 5 青少年施策の推進に関すること。
- 6 学校と地域との連携による施策に関すること。

」

校支援課の款中 3 の項から 5 の項までを削り、6 の項を 3 の項とし、7 の項から 1 3 の項までを 3 項ずつ繰り上げ、同部学務課の款の次に次のように加える。

青少年課

- 1 青少年の健全育成及び青少年対策に関すること。

- 2 青少年の体験活動・居場所づくりに関すること。
- 3 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。
- 4 開かれた学校づくりの推進に関すること。
- 5 学校運営協議会に関すること。
- 6 放課後子ども教室事業に関すること。

第3条の表子ども家庭部の部中

- 「
- 2 子育て支援に関すること。
 - 3 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。
 - 4 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。
 - 5 教育相談及び特別支援教育に関すること。
- 」

- 「
- 2 子育て及び家庭教育支援に関すること。
 - 3 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。
- 」

子ども政策課の款5の項中「私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに」を「私立専修学校及び」に改め、同款中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から10の項までを1項ずつ繰り上げ、11の項の前に次のように加える。

- 10 家庭教育支援に関すること。

第3条の表子ども家庭部の部子ども施設指導・支援課の款1の項中「実施計画」を削り、同款2の項中「指導検査」を「実地調査」に改め、同款3の項中「の助言及び相談」を「への指導及び支援等」に改め、同款に次のように加える。

- 6 就学前教育施策の推進に関すること。
- 7 幼保小連携活動の推進に関すること。
- 8 教育・保育の質の向上に関すること。

第3条の表子ども家庭部の部子ども施設運営課の款を次のように改め

る。

保育・入園課

- 1 区立園（公設民営保育所を除く。）の運営に関する事。
- 2 区立園（公設民営保育所を除く。）の指導・支援に関する事。
- 3 保育の認定及び保育施設の入所に関する事（東京都認証保育所を除く。）。
- 4 未就学児童施設入所者管理システムに関する事。
- 5 待機児童対策に関する事。

第3条の表子ども家庭部の部私立保育園の款4の項中「待機児童対策」を「区立園（公設民営保育所に限る。）」に改め、同部子ども施設入園課の款及び青少年課の款を削り、同部に次のように加える。

幼稚園・地域保育課

- 1 私立幼稚園及び私立認定こども園に関する事。
- 2 就園援助に関する事。
- 3 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業に関する事。
- 4 東京都認証保育所等に関する事。
- 5 認可外保育施設等利用給付に関する事。
- 6 保育コンシェルジュ事業に関する事。

学童保育課

- 1 学童保育室に関する事。

第3条の表に次のように加える。

こども家庭相談室長

- 1 子どもの養育に係る相談に関する事。
- 2 児童虐待に関する事。
- 3 要保護児童対策地域協議会に関する事。

こども家庭相談課

- 1 子どもの養育に係る相談に関する事。

- 2 児童虐待に関すること。
- 3 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- 4 室長の担任事務の調整管理に関すること。

第4条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「部長」の次に「（第2項の室長を含む。以下同じ。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 子ども家庭部にこども家庭相談室長を置く。

第6条第2項中「課」を「課等」に改める。

第8条中「第7条」を「前条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

所属		教育機関及び行政機関等
教育指導部		こども支援センターげんき
子ども家庭部	保育・入園課	保育所

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（足立区教育委員会公印規程の一部改正）
- 2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
別表第1足立区教育委員会印の部2の5の項中「子ども施設運営課長」を「保育・入園課長」に、「子ども施設入園課長」を「幼稚園・地域保育課長」に改める。
（足立区社会教育委員会議規則の一部改正）
- 3 足立区社会教育委員会議規則（昭和54年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第8条中「子ども家庭部」を「学校運営部」に改める。

（足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例施行規則の一部改正）

- 4 足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例施行規則（平成30年足立区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子ども施設運営課」を「私立保育園課」に改める。

（提案理由）

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要がある
ので、この規則案を提出いたします。

第 2 5 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 2 9 日

件 名	足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	教育委員会事務局の組織改正に伴い、以下のとおり足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。 1 主な改正内容（詳細は、P 5 9 ～ 6 8 の新旧対照表のとおり） （１）教育指導部 ア こども支援センターげんき（支援管理課・教育相談課）が、子ども家庭部から教育指導部に移管となることに伴い、教育指導部の分掌事務として「教育相談及び特別支援教育に関すること。」を追加 イ 学校 I C T 推進課の設置（令和 5 年度までは副参事（学校 ICT 推進担当））及び同課の分掌事務の追加 （２）学校運営部 ア 青少年課が、子ども家庭部から学校運営部に移管となることに伴い、学校運営部の分掌事務として「青少年施策の推進に関すること。」を追加 イ 青少年課の設置及び同課の分掌事務を追加 ウ 学校支援課の分掌事務から以下の項目を削除し、青少年課の分掌事務として追加 ・ 開かれた学校づくりの推進に関すること。 ・ 学校運営協議会に関すること。 ・ 放課後子ども教室事業に関すること。 （３）子ども家庭部 ア こども支援センターげんき（支援管理課・教育相談課）が、子ども家庭部から教育指導部に移管となることに伴い、子ども家庭部の分掌事務から以下の項目を削除するとともに、「子育て支援に関すること。」を「子育て及び <u>家庭教育支援</u> に関すること。」に改める。 ・ 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。 ・ 教育相談及び特別支援教育に関すること。 イ 削除する課 ・ 子ども施設運営課 ・ 子ども施設入園課 ・ 青少年課 ウ 設置する課

	・ 保育・入園課 ・ 幼稚園・地域保育課 ・ 学童保育課（地域のちから推進部からの移管による。） ※ 上記イ及びウによる分掌事務の移管内容は、新旧対照表参照 （４）こども家庭相談室長 こども支援センターげんきのこども家庭支援課が、同センターから外れ、子ども家庭部下の室長付けとなることに伴い、こども家庭相談室長及びこども家庭相談課を設置及び分掌事務を追加 ※ 上記の室長及び課の分掌事務は、新旧対照表参照 （５）他の教育委員会規則の改正（詳細は、P 69～73の新旧対照表のとおり） 上記組織改正に伴い、以下の教育委員会規則についても付則により改正を行い、規定を整備する。 ア 足立区教育委員会公印規程 イ 足立区社会教育委員会議規則 ウ 足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例施行規則 ２ 施行年月日 令和６年４月１日から施行する。
--	--

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区教育委員会事務局組織規則 平成12年 3 月15日教育委員会規則第 4 号 足立区教育委員会事務局組織規則 (目的) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。 (部の設置及び分課__) 第 2 条 事務局に次の部を置き、部の分課_____（以下「課__」という。）は次のとおりとする。 教育指導部 教育政策課 <u>(新設)</u> 学力定着推進課 教育指導課 学校運営部 学校支援課 学校施設管理課 学務課 <u>(新設)</u> 子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設指導・支援課 <u>子ども施設運営課</u> 私立保育園課	○足立区教育委員会事務局組織規則 平成12年 3 月15日教育委員会規則第 4 号 足立区教育委員会事務局組織規則 (目的) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。 (部の設置及び分課<u>等</u>) 第 2 条 事務局に次の部を置き、部の分課<u>及び第 4 条第 2 項に規定する室長の担任する課</u>（以下「課<u>等</u>」という。）は次のとおりとする。 教育指導部 教育政策課 <u>学校 I C T 推進課</u> 学力定着推進課 教育指導課 学校運営部 学校支援課 学校施設管理課 学務課 <u>青少年課</u> 子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設指導・支援課 <u>保育・入園課</u> 私立保育園課

改正前	改正後
学力定着推進課 - 基礎学力定着の推進に関する事。 - 区立学校経営の指導・支援に関する事。 - 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関する事。 - エビデンスに基づく教育に関する事。 - 学力定着指導員、そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関する事。 教育指導課 - 教育管理職及び教職員の人事・服務に係る東京都教育委員会との調整に関する事。 - 区立学校における教育課程等、学校教育に関する事。 - 区立学校への支援に関する事。 - 教科書その他教材の取り扱いに関する事。 - 教科用図書の採択に関する事。 - 教育施策の推進に関する事。 - 教職員の育成に関する事。 - 区立学校におけるいじめ等防止対策に関する事。 - 区立小学校における幼保小連携活動の推進に関する事。 学校運営部 - 学校の運営及び経理に関する事。 <u>学校と地域との連携による施策に関する事。</u> <u>学校の適正配置に関する事。</u> <u>児童・生徒の就学に関する事。</u> <u>学校保健及び学校給食に関する事。</u>	<u>教育ＩＣＴ環境の整備に関する事。</u> <u>ＩＣＴを活用した教育施策の企画・立案に関する事。</u> <u>区立学校のＩＣＴ活用力向上に関する事。</u> 学力定着推進課 - 基礎学力定着の推進に関する事。 - 区立学校経営の指導・支援に関する事。 - 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関する事。 - エビデンスに基づく教育に関する事。 - 学力定着指導員、そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関する事。 教育指導課 - 教育管理職及び教職員の人事・服務に係る東京都教育委員会との調整に関する事。 - 区立学校における教育課程等、学校教育に関する事。 - 区立学校への支援に関する事。 - 教科書その他教材の取り扱いに関する事。 - 教科用図書の採択に関する事。 - 教育施策の推進に関する事。 - 教職員の育成に関する事。 - 区立学校におけるいじめ等防止対策に関する事。 - 区立小学校における幼保小連携活動の推進に関する事。 学校運営部 - 学校の運営及び経理に関する事。 <u>学校の適正配置に関する事。</u> <u>児童・生徒の就学に関する事。</u> <u>学校保健及び学校給食に関する事。</u> <u>青少年施策の推進に関する事。</u> <u>学校と地域との連携による施策に関する事。</u>

改正前	改正後
学校支援課 1 学校運営に係る支援の全体調整に関する事。 2 事務局職員の人事に関する事。 3 <u>開かれた学校づくりの推進に関する事。</u> 4 <u>学校運営協議会に関する事。</u> 5 <u>放課後子ども教室事業に関する事。</u> 6 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関する事。 7 学校勤務区職員の人事・服務に関する事。 8 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関する事。 9 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に関する事。 10 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関する事。 11 区立学校の運営及び経理に関する事。 12 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関する事。 13 部の調整管理に関する事。 学校施設管理課 1 区立学校の設置及び廃止に関する事。 2 教育委員会（子ども家庭部を除く。）の所管する教育財産の管理に関する事。 3 区立学校の施設の維持管理に関する事。 4 区立学校の施設更新計画に関する事。 5 区立学校の改築事務に関する事。 6 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、区立小中学校長の権限に属するものに係る支出事務に関する事。 7 区立学校の適正配置に関する事。 学務課	学校支援課 1 学校運営に係る支援の全体調整に関する事。 2 事務局職員の人事に関する事。 (削除) (削除) (削除) 3 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関する事。 4 学校勤務区職員の人事・服務に関する事。 5 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関する事。 6 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に関する事。 7 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関する事。 8 区立学校の運営及び経理に関する事。 9 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関する事。 10 部の調整管理に関する事。 学校施設管理課 1 区立学校の設置及び廃止に関する事。 2 教育委員会（子ども家庭部を除く。）の所管する教育財産の管理に関する事。 3 区立学校の施設の維持管理に関する事。 4 区立学校の施設更新計画に関する事。 5 区立学校の改築事務に関する事。 6 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、区立小中学校長の権限に属するものに係る支出事務に関する事。 7 区立学校の適正配置に関する事。 学務課

改正前	改正後
1 学齢児童及び生徒の就学に関する事。 2 区立学校の学級編制に関する事。 3 区立学校の学区域に関する事。 4 就学援助及び進学援助に関する事。 5 学校保健及び学校環境衛生に関する事。 6 学校給食に関する事。 7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関する事。 <u>(新設)</u> 子ども家庭部 1 児童福祉に関する事。 2 子育て支援に関する事。 3 就学前教育施策の推進及び支援に関する事。 4 <u>青少年及び家庭教育施策の推進に関する事。</u> 5 <u>教育相談及び特別支援教育に関する事。</u> 子ども政策課 1 子ども施策の推進及び総合調整に関する事。 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関する事。 3 子ども・子育て支援制度の総合調整に関する事。 4 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関する事。 5 <u>私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに</u>私立各種学校	1 学齢児童及び生徒の就学に関する事。 2 区立学校の学級編制に関する事。 3 区立学校の学区域に関する事。 4 就学援助及び進学援助に関する事。 5 学校保健及び学校環境衛生に関する事。 6 学校給食に関する事。 7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関する事。 <u>青少年課</u> 1 <u>青少年の健全育成及び青少年対策に関する事。</u> 2 <u>青少年の体験活動・居場所づくりに関する事。</u> 3 <u>青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。</u> 4 <u>開かれた学校づくりの推進に関する事。</u> 5 <u>学校運営協議会に関する事。</u> 6 <u>放課後子ども教室事業に関する事。</u> 子ども家庭部 1 児童福祉に関する事。 2 子育て<u>及び家庭教育</u>支援に関する事。 3 就学前教育施策の推進及び支援に関する事。 (削除) (削除) 子ども政策課 1 子ども施策の推進及び総合調整に関する事。 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関する事。 3 子ども・子育て支援制度の総合調整に関する事。 4 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関する事。 5 <u>私立専修学校及び</u>私立各種学校等に関する事。

改正前	改正後
等に関する事。 <u>6 就園援助に関する事。</u> <u>7</u> 子ども・子育て施設整備基金に関する事。 <u>8</u> 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関する事。 <u>9</u> 子ども施設指定管理者等選定審査会の運営に関する事。 <u>10</u> 未就学児の歯科口腔保健対策に関する事。 <u>(新設)</u> 11 部の調整管理に関する事。 12 部内他の課及び係に属しない事。 子ども施設指導・支援課 1 就学前教育・保育施設の<u>指導検査実施計画</u>に関する事。 2 就学前教育・保育施設の<u>指導検査</u>に関する事。 3 就学前教育・保育施設<u>の助言及び相談</u>に関する事。 4 就学前教育・保育施設の保健衛生及び園児の健康に関する事。 5 就学前教育・保育施設の給食及び食育に関する事。 <u>子ども施設運営課</u> 1 区立園の運営に関する事。 2 区立園の指導・支援に関する事。 3 <u>就学前教育施策の推進に関する事。</u> 4 <u>幼保小連携活動の推進</u>に関する事。 5 <u>教育・保育の質の向上</u>に関する事。 私立保育園課 1 私立認可保育所に関する事。	(削除) <u>6</u> 子ども・子育て施設整備基金に関する事。 <u>7</u> 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関する事。 <u>8</u> 子ども施設指定管理者等選定審査会の運営に関する事。 <u>9</u> 未就学児の歯科口腔保健対策に関する事。 <u>10 家庭教育支援に関する事。</u> 11 部の調整管理に関する事。 12 部内他の課及び係に属しない事。 子ども施設指導・支援課 1 就学前教育・保育施設の<u>指導検査</u>に関する事。 2 就学前教育・保育施設の<u>実地調査</u>に関する事。 3 就学前教育・保育施設<u>への指導及び支援等</u>に関する事。 4 就学前教育・保育施設の保健衛生及び園児の健康に関する事。 5 就学前教育・保育施設の給食及び食育に関する事。 <u>6 就学前教育施策の推進に関する事。</u> <u>7 幼保小連携活動の推進に関する事。</u> <u>8 教育・保育の質の向上に関する事。</u> <u>保育・入園課</u> 1 区立園 <u>(公設民営保育所を除く。)</u> の運営に関する事。 2 区立園 <u>(公設民営保育所を除く。)</u> の指導・支援に関する事。 3 <u>保育の認定及び保育施設の入所に関する事 (東京都認証保育所を除く。)</u>。 4 <u>未就学児童施設入所者管理システム</u>に関する事。 5 <u>待機児童対策</u>に関する事。 私立保育園課 1 私立認可保育所に関する事。

改正前	改正後
2 保育士確保・定着対策に関すること。 3 私立認可保育所の整備に関すること。 4 <u>待機児童対策</u>に関すること。 <u>子ども施設入園課</u> 1 <u>保育の認定及び保育施設の入所に関すること（東京都認証保育所を除く。）。</u> 2 <u>地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業に関すること。</u> 3 <u>東京都認証保育所等に関すること。</u> 4 <u>認可外保育施設等利用給付に関すること。</u> 5 <u>未就学児童施設入所者管理システムに関すること。</u> 6 <u>保育コンシェルジュ事業に関すること。</u> <u>青少年課</u> 1 <u>青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関すること。</u> 2 <u>家庭教育支援の推進及び調整に関すること。</u> 3 <u>青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関すること。</u> 4 <u>青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及</u>	2 保育士確保・定着対策に関すること。 3 私立認可保育所の整備に関すること。 4 <u>区立園（公設民営保育所に限る。）</u>に関すること。 (削除) <u>幼稚園・地域保育課</u> 1 <u>私立幼稚園及び私立認定こども園に関すること。</u> 2 <u>就園援助に関すること。</u> 3 <u>地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業に関すること。</u> 4 <u>東京都認証保育所等に関すること。</u> 5 <u>認可外保育施設等利用給付に関すること。</u> 6 <u>保育コンシェルジュ事業に関すること。</u> <u>学童保育課</u> 1 <u>学童保育室に関すること。</u> (削除)

改正前	改正後
3 課長は、上司の命を受け、その課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (係長等の職及び職責) 第6条 係に係長を置く。 2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の課<u> </u>に担当係長を置くことができる。 3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係（前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。）に主査を置くことができる。 4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち専門的な事務等を処理する。 第7条 省略 (その他の職員の職及び職責) 第8条 第4条から第7条までの職のほか、必要な職を置くことができる。 2 第4条から第7条までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 第9条から第11条まで 省略 付 則 省略	3 課長は、上司の命を受け、その課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (係長等の職及び職責) 第6条 係に係長を置く。 2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の課<u>等</u>に担当係長を置くことができる。 3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係（前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。）に主査を置くことができる。 4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち専門的な事務等を処理する。 第7条 改正前のとおり (その他の職員の職及び職責) 第8条 第4条から<u>前条</u>までの職のほか、必要な職を置くことができる。 2 第4条から<u>前条</u>までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 第9条から第11条まで 改正前のとおり 付 則 改正前のとおり <u>付 則（令和6年3月●日教委規則第●号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>（足立区教育委員会公印規程の一部改正）</u> <u>2 足立区教育委員会公印規程（昭和44年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</u>

改正前

別表（第10条関係）

所属		教育機関及び行政機関等
子ども家庭部	子ども施設運営課	保育所
		こども支援センターげんき

改正後

別表第1 足立区教育委員会印の部2の5の項管守者の欄中「子ども施設運営課長」を「保育・入園課長」に、「子ども施設入園課長」を「幼稚園・地域保育課長」に改める。

（足立区社会教育委員会議規則の一部改正）

3 足立区社会教育委員会議規則（昭和54年足立区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども家庭部」を「学校運営部」に改める。

（足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例施行規則の一部改正）

4 足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例施行規則（平成30年足立区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子ども施設運営課」を「私立保育園課」に改める。

別表（第10条関係）

所属		教育機関及び行政機関等
教育指導部		こども支援センターげんき
子ども家庭部	保育・入園課	保育所

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前						改正後					
○足立区教育委員会公印規程 昭和44年 3 月30日教育委員会規則第 2 号						○足立区教育委員会公印規程 昭和44年 3 月30日教育委員会規則第 2 号					
第 1 条から第 1 7 条まで 省略						第 1 条から第 1 7 条まで 改正前のおとり					
付 則 省略						付 則 改正前のおとり					
別表第 1 （第 2 条関係）						別表第 1 （第 2 条関係）					
名称	番号	書体	寸法	用途	管守者	名称	番号	書体	寸法	用途	管守者
足立区教育委員 会印	1	てん書	方 30 耗	一般文書	教育政策課 長	足立区教育委員 会印	1	てん書	方 30 耗	一般文書	教育政策課 長
	2	同	方 60 耗	職記用	同		2	同	方 60 耗	職記用	同
	2 の 2	同	方 10.5 耗	証明書その 他	同		2 の 2	同	方 10.5 耗	証明書その 他	同
	2 の 3	同	方 30 耗	電子計算機 事務専用	同		2 の 3	同	方 30 耗	電子計算機 事務専用	同
	2 の 5	同	方 30 耗	保育事務専 用	<u>子ども施設 運営課長</u> 私立保育園 課長 <u>子ども施設 入園課長</u>		2 の 5	同	方 30 耗	保育事務専 用	<u>保育・入園 課長</u> 私立保育園 課長 <u>幼稚園・地 域保育課長</u>
足立区教育委員 会事務局印	3	同	方 30 耗	一般文書	教育政策課 長	足立区教育委員 会事務局印	3	同	方 30 耗	一般文書	教育政策課 長
足立区教育委員 会教育長印	6	同	方 21 耗	同	同	足立区教育委員 会教育長印	6	同	方 21 耗	同	同

改正前							改正後						
足立区教育委員会教育長職務代理印	7	同	方 21耗	同	同		足立区教育委員会教育長職務代理印	7	同	方 21耗	同	同	
足立区教育委員会割印	8	同	長径26耗 短径13耗	一般文書割 印用	各公印管守 者		足立区教育委員会割印	8	同	長径26耗 短径13耗	一般文書割 印用	各公印管守 者	
足立区教育委員会事務局部（室）長印	10	同	方 21耗	一般文書	各部（室） 庶務担当課 長		足立区教育委員会事務局部（室）長印	10	同	方 21耗	一般文書	各部（室） 庶務担当課 長	
足立区教育委員会事務局課長印	11	同	方 21耗	同	各課長		足立区教育委員会事務局課長印	11	同	方 21耗	同	各課長	
足立区立中学校 印	12	同	方 30耗	同	各中学校長		足立区立中学校 印	12	同	方 30耗	同	各中学校長	
	13	同	方 60耗	卒業証書用	同			13	同	方 60耗	卒業証書用	同	
足立区立中学校 長印	14	同	方 21耗	一般文書	同		足立区立中学校 長印	14	同	方 21耗	一般文書	同	
足立区立中学校 長代理印	14の2	同	方 21耗	同	同		足立区立中学校 長代理印	14の2	同	方 21耗	同	同	
足立区立中学校 長代行印	14の3	同	方 21耗	同	同		足立区立中学校 長代行印	14の3	同	方 21耗	同	同	
足立区立小学校 印	15	同	方 30耗	同	各小学校長		足立区立小学校 印	15	同	方 30耗	同	各小学校長	
	16	同	方 60耗	卒業証書用	同			16	同	方 60耗	卒業証書用	同	
足立区立小学校 長印	17	同	方 21耗	一般文書	同		足立区立小学校 長印	17	同	方 21耗	一般文書	同	
足立区立小学校 長代理印	17の2	同	方 21耗	同	同		足立区立小学校 長代理印	17の2	同	方 21耗	同	同	
足立区立小学校 長代行印	17の3	同	方 21耗	同	同		足立区立小学校 長代行印	17の3	同	方 21耗	同	同	
足立区教育委員会 の附属機関の	43	同	方 20耗	附属機関一 般文書	各附属機関 担当課長		足立区教育委員会 の附属機関の	43	同	方 20耗	附属機関一 般文書	各附属機関 担当課長	

改正前							改正後						
長の印							長の印						
足立区立保育園 印	51	同	方 30耗	一般文書	各保育園長		足立区立保育園 印	51	同	方 30耗	一般文書	各保育園長	
足立区立保育園 長印	52	同	方 20耗	同	同		足立区立保育園 長印	52	同	方 20耗	同	同	
足立区立こども 園印	55の1	同	方 30耗	同	各こども園 長		足立区立こども 園印	55の1	同	方 30耗	同	各こども園 長	
	55の2	同	方 60耗	修了証書用	同			55の2	同	方 60耗	修了証書用	同	
足立区立こども 園長印	56	同	方 21耗	一般文書	同		足立区立こども 園長印	56	同	方 21耗	一般文書	同	
足立区こども支 援センターげん き印	58	同	方 30耗	同	支援管理課 長		足立区こども支 援センターげん き印	58	同	方 30耗	同	支援管理課 長	
足立区こども支 援センターげん き所長印	59	同	方 20耗	同	同		足立区こども支 援センターげん き所長印	59	同	方 20耗	同	同	
足立区こども支 援センターげん き課長印	60	同	方 20耗	同	こども支援 センターげ んき各課長		足立区こども支 援センターげん き課長印	60	同	方 20耗	同	こども支援 センターげ んき各課長	
別表第2 省略							別表第2 改正前のとおり						
							付 則（令和6年3月29日教委規則第●号） <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>						

足立区社会教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
○足立区社会教育委員会会議規則 昭和54年5月8日教育委員会規則第8号 第1条 省略 (庶務) 第8条 会議の庶務は、足立区教育委員会事務局<u>子ども家庭部</u>青少年課において処理する。 第9条 省略 付 則 省略	○足立区社会教育委員会会議規則 昭和54年5月8日教育委員会規則第8号 第1条から第7条まで 改正前のおり (庶務) 第8条 会議の庶務は、足立区教育委員会事務局<u>学校運営部</u>青少年課において処理する。 第9条 改正前のおり 付 則 改正前のおり <u>付 則（令和6年3月29日教委規則第●号）</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>

足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例施行規則 平成30年11月 9 日教育委員会規則第10号 第1条から第6条まで 省略 (庶務) 第7条 委員会の庶務は、子ども家庭部<u>子ども施設運営課</u>において処理する。 第8条 省略 付 則 省略	○足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例施行規則 平成30年11月 9 日教育委員会規則第10号 第1条から第6条まで 改正前のおとり (庶務) 第7条 委員会の庶務は、子ども家庭部<u>私立保育園課</u>において処理する。 第8条 改正前のおとり 付 則 改正前のおとり <u>付 則（令和6年3月29日教委規則第●号）</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>

第 2 6 号議案

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の
送付について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則
足立区青少年問題協議会条例施行規則（昭和 4 1 年足立区規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「教育委員会事務局子ども家庭部青少年課」を「足立
区教育委員会事務局学校運営部青少年課」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 6 年度組織改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 6 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 2 9 日

件 名	足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部青少年課
内 容	1 改正の理由 令和 6 年度組織改正により、青少年課を子ども家庭部から学校運営部に移管するため、足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する。 2 主な改正内容（詳細は、P 7 6 の新旧対照表のとおり） 第 5 条第 5 項中、「教育委員会事務局子ども家庭部青少年課」を「足立区教育委員会事務局学校運営部青少年課」に改める。 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
足立区青少年問題協議会条例施行規則	足立区青少年問題協議会条例施行規則
第 1 条から第 4 条まで 省略	第 1 条から第 4 条まで 改正前のおり
(幹事、書記及び事務局)	(幹事、書記及び事務局)
第 5 条 協議会に幹事及び書記を置く。	第 5 条 協議会に幹事及び書記を置く。
2 から 4 まで省略	2 から 4 まで省略
5 協議会の事務局は、 <u>教育委員会事務局子ども家庭部青少年課</u> に置く。	5 協議会の事務局は、 <u>足立区教育委員会事務局学校運営部青少年課</u> に置く。
第 6 条から第 8 条まで 省略	第 6 条から第 8 条まで 改正前のおり
	<u>付 則（令和●年●月●●日規則第●号）</u> <u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 27 号議案

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例施行規則（平成 14 年足立区教育委員会規則第
9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「次に掲げる」を「懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている」に改め、同条各号を削る。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行による足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 7 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 2 9 日

件 名	足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 概要 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、同条例施行規則の一部を改正する。 2 改正の理由 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、令和 6 年 4 月 1 日から婦人補導院※が廃止となることから、施行規則の文言を削除する。 ※ 婦人補導院とは、売春防止法第 1 7 条に基づく補導処分がなされた満 2 0 歳以上の女子を収容し、社会で自立していくために生活指導及び職業補導、医療を行うことを目的とする国の施設をいう。 3 主な改正内容（詳細は、P 7 9 の新旧対照表を参照） （1）第 7 条第 2 号「売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削除する。 （2）上記第 7 条第 2 号の削除に伴い、第 1 号「懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合」を削除し、第 7 条本文に規定する。 4 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則 平成14年3月29日教育委員会規則第9号 第1条から第6条まで 省略 （休業補償を行わない場合） 第7条 条例第7条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、<u>次に掲げる</u> <u>__</u>場合とする。 （1） <u>懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u> （2） <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u> 第7条の2から第25条まで 省略	○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則 平成14年3月29日教育委員会規則第9号 第1条から第6条まで 現行のとおり （休業補償を行わない場合） 第7条 条例第7条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、<u>懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</u> （削除） （削除） 第7条の2から第25条まで 現行のとおり <u>付 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>

第 28 号議案

足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

足立区学校運営協議会規則（平成 16 年足立区教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 47 条の 6」を「第 47 条の 5」に改める。

第 2 条第 1 項中「、区立認定こども園」を「及び区立認定こども園」に改め、同項ただし書中「二以上」を「2 以上」に、「密接な運営」を「密接な連携」に、「一」を「1」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「組織編成」を「組織編制」に改め、同条第 3 項中「協議会委員」を「協議会」に改める。

第 4 条の見出し中「申し出」を「申出」に改める。

第 5 条第 1 項中「15 名」を「15 人」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 5 条第 4 項」の次に「の規定」を加える。

第 9 条第 2 項中「掌る」を「つかさどる」に改める。

第 10 条第 1 項中「協議会」の次に「の会議」を加え、同条第 2 項中「過半」を「過半数」に改め、同条第 3 項中「3 分の 2 以上」の次に「の多数」を加え、同条第 4 項中「利害」を「利害関係」に改める。

第 11 条第 2 項中「協議会」を削る。

第 12 条中「、並びに」を「並びに」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号中「辞任の申し出」を「辞職の申出」に改め、同項第 2 号中「第 6 条各項」を「第 6 条の規定」に改める。

第 16 条第 2 項中「情報」を「協議の結果に関する情報」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 8 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 2 9 日

件 名	足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	学校運営部学校支援課
内 容	1 概要 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本規則中で引用している同法の条文番号に変更が必要となったため、規定を整備する。 2 改正の理由 本規則で規定している学校運営協議会について、根拠規定である地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 6 を引用しているところ、令和 2 年 4 月 1 日付で同法が改正され、同法第 4 7 条の 6 が第 4 7 条の 5 とされたことに伴い、本規則中の引用規定についても、同様に整備を行う必要がある。 3 主な改正内容（詳細は、P 8 3 ～ 8 8 の新旧対照表を参照） （1）第 1 条中の「第 4 7 条の 6」を「第 4 7 条の 5」に改める。 （2）その他、法制執務上の決まりに則り、規定を整備する。 4 施行年月日 公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

足立区学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区学校運営協議会規則 平成16年10月15日教育委員会規則第16号 足立区教育委員会 足立区学校運営協議会規則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。 （設置） 第2条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、区立学校、<u> </u>区立認定こども園（以下「学校」と総称する。）の学校運営に関して協議する機関として、次の各号に掲げる事項を達成できると認められる場合に、足立区立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、協議会が<u>二</u>以上の学校の運営に関し相互に密接な<u>運営</u>を図る必要があると認める場合には、<u>二</u>以上の学校について<u>二</u>の協議会を置くことができる。 （1） 教育方針等、学校運営に地域のニーズを的確に反映すること。 （2） 地域の創意工夫の導入、特色のある学校づくりを推進すること。 （3） 保護者や地域住民が学校と協働・協創により、責任をもって学校づくりを進めること。 2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ当該学校の校長と開かれた学校づくり協議会会長の意見を聴取することができる。 3 教育委員会は、第1項により協議会を置くときには、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の校長に対して協議会を設置する旨を通知するものとする。 （所掌事項）	○足立区学校運営協議会規則 平成16年10月15日教育委員会規則第16号 足立区教育委員会 足立区学校運営協議会規則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。 （設置） 第2条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、区立学校<u>及び</u>区立認定こども園（以下「学校」と総称する。）の学校運営に関して協議する機関として、次の各号に掲げる事項を達成できると認められる場合に、足立区立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、協議会が<u>2</u>以上の学校の運営に関し相互に密接な<u>連携</u>を図る必要があると認める場合には、<u>2</u>以上の学校について<u>1</u>の協議会を置くことができる。 （1） 教育方針等、学校運営に地域のニーズを的確に反映すること。 （2） 地域の創意工夫の導入、特色のある学校づくりを推進すること。 （3） 保護者や地域住民が学校と協働・協創により、責任をもって学校づくりを進めること。 2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ当該学校の校長と開かれた学校づくり協議会会長の意見を聴取することができる。 3 教育委員会は、第1項により協議会を置くときには、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の校長に対して協議会を設置する旨を通知するものとする。 （所掌事項）

改正前	改正後
第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1) 教育課程の編成に関すること。 (2) 学校経営計画に関すること。 (3) 組織編<u>成</u>に関すること。 (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。 (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。 3 第1項の承認が得られない場合、教育委員会は、<u>協議会委員</u>の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができる。この場合において、当該措置は、承認が得られるまでの間効力を有する。 4 対象学校の校長は、協議会に対して第1項に掲げる前年度の運営実績を報告し、承認を得るものとする。 (意見の<u>申し出</u>) 第4条 協議会は、当該対象学校の運営全般（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 2 協議会は、当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、東京都教育委員会に対して意見を述べることができる。 (委員の任命) 第5条 協議会の委員は15<u>名</u>以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (1) 保護者 (2) 地域住民 (3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 当該対象学校の校長 (5) 当該対象学校の教職員	第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1) 教育課程の編成に関すること。 (2) 学校経営計画に関すること。 (3) 組織編<u>制</u>に関すること。 (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。 (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。 3 第1項の承認が得られない場合、教育委員会は、<u>協議会</u>の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができる。この場合において、当該措置は、承認が得られるまでの間効力を有する。 4 対象学校の校長は、協議会に対して第1項に掲げる前年度の運営実績を報告し、承認を得るものとする。 (意見の<u>申出</u>) 第4条 協議会は、当該対象学校の運営全般（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 2 協議会は、当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、東京都教育委員会に対して意見を述べることができる。 (委員の任命) 第5条 協議会の委員は15<u>人</u>以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (1) 保護者 (2) 地域住民 (3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 当該対象学校の校長 (5) 当該対象学校の教職員

改正前	改正後
(6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他、教育委員会が適当と認める者 2 当該対象学校の校長以外の委員については、当該対象学校の校長が教育委員会に推薦することができる。 3 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員選考を行うものとする。ただし、これにより当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。 4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。 5 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。 (禁止行為) 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 協議会の委員たるにふさわしくない非行 (2) 営利行為、政治活動、宗教活動などに、委員としての地位を利用すること。 (3) 協議会及び当該対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。 (任期) 第7条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。 2 第5条第4項____により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬) 第8条 委員の報酬は、別に定める。 (会長及び副会長) 第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただ	(6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他、教育委員会が適当と認める者 2 当該対象学校の校長以外の委員については、当該対象学校の校長が教育委員会に推薦することができる。 3 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員選考を行うものとする。ただし、これにより当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。 4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。 5 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。 (禁止行為) 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 協議会の委員たるにふさわしくない非行 (2) 営利行為、政治活動、宗教活動などに、委員としての地位を利用すること。 (3) 協議会及び当該対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。 (任期) 第7条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。 2 第5条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬) 第8条 委員の報酬は、別に定める。 (会長及び副会長) 第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただ

改正前	改正後
し、当該対象学校の校長及び教職員は、会長となることはできない。 2 会長が会議を招集し、議事を<u>掌る</u>。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。 (議事) 第10条 協議会_____は、会長が開催日の7日前までに、議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。 2 協議会は、過半__の委員の出席がなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席した委員の3分の2以上_____で決する。 4 議決事項について、利害_____を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。 5 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。 (会議の公開) 第11条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。 (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合 (2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、<u>協議会</u>会長に申し出なければならない。 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。 (研修) 第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、<u>並びに</u>委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。 (指導及び助言) 第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそ	し、当該対象学校の校長及び教職員は、会長となることはできない。 2 会長が会議を招集し、議事を<u>つかさどる</u>。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。 (議事) 第10条 協議会<u>の会議</u>は、会長が開催日の7日前までに、議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。 2 協議会は、過半<u>数</u>の委員の出席がなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席した委員の3分の2以上<u>の多数</u>で決する。 4 議決事項について、利害<u>関係</u>を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。 5 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。 (会議の公開) 第11条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。 (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合 (2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、_____会長に申し出なければならない。 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。 (研修) 第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、<u>並びに</u>委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。 (指導及び助言) 第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそ

改正前	改正後
れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。 2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。 (委員の解任) 第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。 (1) 本人から辞任の申し出があった場合 (2) 第6条各項に反した場合 (3) その他、解任に相当する事由が認められる場合 2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。 (運営に関する評価と情報提供) 第15条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。 (住民の参画の促進等のための情報提供) 第16条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する _____ 情報を積極的に提供するよう努めなければならない。 (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、保護者等の理解を深めること。 (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。 (運営等) 第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に	れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。 2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。 (委員の解任) 第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。 (1) 本人から辞職の申出があった場合 (2) 第6条の規定に反した場合 (3) その他、解任に相当する事由が認められる場合 2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。 (運営に関する評価と情報提供) 第15条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。 (住民の参画の促進等のための情報提供) 第16条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。 (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、保護者等の理解を深めること。 (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。 (運営等) 第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に

改正前	改正後
反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。 2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、教育委員会に届出のうえ、別の名称を用いることができる。 (委任) 第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。 付 則 この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成23年10月17日教委規則第26号抄） (施行期日) 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 付 則（平成29年8月10日教委規則第14号） (施行期日) 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の足立区学校運営協議会規則（平成16年教育委員会規則第16号）第2条の規定により足立区学校運営協議会を置く小学校又は中学校として指定され、当該協議会を設置した学校は、この規則による改正後の足立区学校運営協議会規則第2条の規定により足立区学校運営協議会を置いた学校とみなす。 付 則（平成30年2月8日教委規則第1号） (施行期日) この規則は、平成30年4月1日から施行する。	反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。 2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、教育委員会に届出のうえ、別の名称を用いることができる。 (委任) 第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。 付 則 この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成23年10月17日教委規則第26号抄） (施行期日) 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 付 則（平成29年8月10日教委規則第14号） (施行期日) 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の足立区学校運営協議会規則（平成16年教育委員会規則第16号）第2条の規定により足立区学校運営協議会を置く小学校又は中学校として指定され、当該協議会を設置した学校は、この規則による改正後の足立区学校運営協議会規則第2条の規定により足立区学校運営協議会を置いた学校とみなす。 付 則（平成30年2月8日教委規則第1号） (施行期日) この規則は、平成30年4月1日から施行する。 <u>付 則（令和6年3月●日教委規則第●号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>

第 29 号議案

足立区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則
足立区青少年委員に関する規則（昭和 40 年足立区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「2 年」を「2 年以内」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

青少年委員の任期について、委嘱日を問わず任期満了日を揃えるために、この規則案を提出いたします。

第 2 9 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 2 9 日

件 名	足立区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部青少年課
内 容	1 改正の理由 青少年委員の任期について、現行の規定は任期開始日に委嘱されない委員に対する規定がないため、委嘱日を問わず、青少年委員の任期満了日をそろえるよう、足立区青少年委員に関する規則の一部を改正する。 2 主な改正内容（詳細は、P 9 1 の新旧対照表を参照） 第 5 条中、「2 年」を「2 年以内」に改める。 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

足立区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
足立区青少年委員に関する規則	足立区青少年委員に関する規則
第 1 条から第 4 条まで 省略	第 1 条から第 4 条まで 改正前のおり
（任期）	（任期）
第 5 条 委員の任期は、 <u>2 年</u> とする。ただし、途中から就任した場合は、その残任期間とする。	第 5 条 委員の任期は、 <u>2 年以内</u> とする。ただし、途中から就任した場合は、その残任期間とする。
第 6 条から第 8 条まで 省略	第 6 条から第 8 条まで 改正前のおり
	<u>付 則（令和 6 年 3 月 ●● 日教委規則第 ●● 号）</u> <u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 3 2 号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

1 発令年月日 令和 6 年 4 月 1 日

(部長級)

氏 名 田 卷 正 義

職 層 名 参 事

発令内容 教育指導部参事を命ずる

教育指導部教育政策課長【統括課長】事務取扱を命ずる

氏 名 神 保 義 博

職 層 名 参 事

発令内容 教育指導部こども支援センターげんき所長を命ずる

子ども家庭部こども家庭相談室長兼務を命ずる

教育指導部こども支援センターげんき所長付支援管理
課長事務取扱を命ずる

氏 名 楠 山 慶 之

職 層 名 参 事

発令内容 子ども家庭部長を命ずる

(課長級)

氏 名	加 藤 鉄 也
職 層 名	副 参 事
発 令 内 容	教育指導部学校 I C T 推進課長を命ずる

氏 名	秋 元 康 裕
職 層 名	副 参 事
発 令 内 容	教育指導部学力定着推進課長を命ずる

氏 名	富 本 保 明
職 層 名	副 参 事
発 令 内 容	教育指導部教育指導課長を命ずる

氏 名	鈴 木 淳 子
職 層 名	副 参 事
発 令 内 容	教育指導部こども支援センターげんき所長付教育相談 課長を命ずる

氏 名	武 内 新之介
職 層 名	副 参 事
発 令 内 容	学校運営部学校施設管理課長を命ずる

氏 名	物 江 耕一朗
職 層 名	副 参 事
発 令 内 容	学校運営部青少年課長を命ずる

氏 名	齊 藤 ひろみ
職 層 名	副 参 事

発令内容 子ども家庭部子ども施設指導・支援課長を命ずる

氏 名 柳 瀬 晴 夫

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部保育・入園課長を命ずる

氏 名 樋 口 清 二

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部私立保育園課長を命ずる

氏 名 小田川 佳 剛

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部幼稚園・地域保育課長を命ずる

氏 名 蜂 谷 勝 己

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部学童保育課長を命ずる

氏 名 高 橋 徹

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部こども家庭相談室長付こども家庭相談課長を命ずる

2 発令年月日 令和6年3月31日

(部長級)

氏 名 絵野沢 秀 雄

職 層 名 参 事

発令内容 学校運営部学校施設管理課長事務取扱を解く

氏 名 上遠野 葉 子
職 層 名 参 事
発令内容 子ども家庭部長を免ずる
子ども家庭部子ども施設指導・支援課長事務取扱を解く

氏 名 橋 本 太 郎
職 層 名 参 事
発令内容 子ども家庭部こども支援センターげんき所長を免ずる

(課長級)

氏 名 田 卷 正 義
職 層 名 副参事
発令内容 教育指導部学力定着推進課長兼務を解く

氏 名 八 尋 崇
職 層 名 副参事
発令内容 教育指導部教育指導課長を免ずる

氏 名 平 塚 晃 夫
職 層 名 副参事
発令内容 子ども家庭部子ども施設入園課長を免ずる

氏 名 早 崎 直 人
職 層 名 副参事
発令内容 子ども家庭部こども支援センターげんき所長付支援管理課長を免ずる

氏 名	森 田 路 子
職 層 名	副 参 事
発令内容	子ども家庭部こども支援センターげんき所長付教育相談課長を免ずる

（提案理由）

令和 6 年 4 月 1 日付の区長部局幹部職員の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるので、この案を提出いたします。